

令和4年1月21日

保育所・幼稚園等利用保護者 様
学童保育クラブ利用保護者 様

瑞穂町福祉部
子育て応援課長 石川 修
(公印省略)

新型コロナウイルス感染の再拡大防止のための保育所・幼稚園等
及び学童保育クラブの利用の際の注意事項について（協力依頼）

平素は、町の保育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株が急速に拡大し、直近では、小さなお子さんから20歳代の新規患者数の割合が増加傾向にあります。現在の感染急拡大の状況を踏まえ、予断を許さない大変厳しい状況です。

これを受け東京都では、「**新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置**」が発出され、期間を令和4年1月21日（金）から同年2月13日（日）までとし、都民に不要不急の外出の自粛等要請をしています。

町でも、東京都の要請に協力するとともに、各施設と緊密に連携し、感染拡大防止策に鋭意努めて参りますが、その効果を高めるためには保護者の皆さまの協力が必要不可欠となります。

つきましては、下記にお示しする「お守りいただきたい事項」を必ずお読みいただき、お子様、ご家族、各施設の職員等の健康と命を守るために、ご理解とご協力を重ねてお願いいたします。

記

1. **お守りいただきたい事項**

- ①家庭における感染症予防策（3密回避、手洗い、うがい、マスク着用、検温、健康観察、換気、消毒、会食を控える等）を徹底してください。
- ②自宅で保育が可能な場合は、利用を控えてください。
- ③各施設の過密状態を少しでも軽減するため、開所時間にかかわらず、勤務先の出退勤時間に応じた送迎をお願いします。
- ④検温、体調チェック等を必ず行い、児童に発熱（37.5℃以上）や呼吸器症状等の風邪症状が見られる場合は、登所を控えてください。また、児童の体調が良好でも同居家族に風邪症状が見られる場合は、可能な限り登所を控えてください。
- ⑤保育所等及び学童保育クラブを利用しているお子さん又はお子さんの同居の家族が、以下のうちいずれかひとつにでも該当する場合は、登所を自粛の上、速やかに利用施設へご連絡ください。
 - ・「新型コロナウイルス感染症の患者と診断された」又は「新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者に特定された」場合
 - ・医師の判断等によりPCR検査又は抗原検査を受ける予定になった場合

2 問合せ 瑞穂町福祉部子育て応援課保育・幼稚園係 TEL (042) 557-8658